



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課）…………… 1
- 漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間（水産課）…………… 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 2

### 公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・3件（道路街路課）…………… 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立那覇工業高等学校）…………… 4

### 海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・2件…………… 4

### 選挙管理委員会事項

- 沖縄県知事選挙における選挙人名簿の登録基準日等…………… 9

### 正 誤

- 平成30年 7 月27日付け公報定期第4663号中訂正…………… 9

## 告 示

### 沖縄県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり今帰仁村土地改良区から役員が退任した旨の届出があった。

平成30年 8 月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

| 理事、監事の別 | 氏 名   | 住 所          |
|---------|-------|--------------|
| 理事      | 喜屋武治樹 | 今帰仁村字仲尾次92番地 |

### 沖縄県告示第346号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成30年 8 月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

変更前

| 加入区の名称 | 加入区の区域 | 漁業の区分 |
|--------|--------|-------|
|        |        |       |

|       |             |   |
|-------|-------------|---|
| 国頭加入区 | 国頭漁業協同組合の地区 | 1 総トン数10トン未満の漁船を使用して行う漁船漁業及び小型定置漁業<br>2 主としてまぐろをとることを目的とする漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろをとることを目的とした漁業）<br>3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業 |
|-------|-------------|---|

変更後

| 加入区の名称 | 加入区の区域      | 漁業の区分   |
|--------|-------------|---|
| 国頭加入区  | 国頭漁業協同組合の地区 | 1 総トン数10トン未満の漁船を使用して行う漁船漁業及び小型定置漁業<br>2 主としてまぐろをとることを目的とする漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろをとることを目的とした漁業）<br>3 主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数10トン以上の漁船を使用して行うソデイカ旗流し漁業）<br>4 1から3までに掲げる漁業以外の漁業 |

沖縄県告示第347号

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第6条第2項（同規則第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、いか漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間を平成30年9月1日から同月15日までと定めた。

平成30年8月31日

沖縄県知事職務代理者  
 沖縄県副知事 富 川 盛 武

沖縄県告示第348号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成30年8月31日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 苺 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成30年10月6日から同年11月5日まで
- 4 観覧料の額  
 平成30年度博物館企画展「MONGOL800 ga EXHIBITION モンパチ展 in Okinawa—20th Anniversary」

| 区分    |          | 観覧料の額（1人につき） |        |
|-------|----------|--------------|--------|
|       |          | 個人の場合        | 団体の場合  |
| 博物館施設 | 一般       | 1,200円       | 1,000円 |
|       | 大学生及び高校生 | 800円         | 600円   |
|       | 中学生及び小学生 | 400円         | 300円   |

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
  - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
  - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
  - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をい

う。

---

公 告

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 8月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・85号龍潭線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成11年9月24日から平成35年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 8月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・25号小禄名嘉地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年11月11日から平成32年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 8月31日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 富 川 盛 武

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・85号龍潭線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成17年8月26日から平成35年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年8月31日

沖縄県立那覇工業高等学校長 大 城 栄 三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車性能実習装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立那覇工業高等学校 浦添市勢理客四丁目22番1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年7月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 仲村工機株式会社 浦添市字港川512番地29
- 5 落札金額 57,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年6月19日

## 海区漁業調整委員会事項

### 沖縄海区漁業調整委員会指示30第5号

沖縄海区の南大東島及び北大東島の沿岸海域における漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年8月31日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 金 城 明 律

（定義）

第1 この指示における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 当該海域とは、南大東島の沿岸海域のうち別表の1の項に掲げる区域及び北大東島の沿岸海域のうち別表の2の項に掲げる区域をいう。
- (2) イセエビ漁業とは、イセエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (3) セミエビ漁業とは、セミエビ属及びゾウリエビ属に属するエビを採捕する漁業をいう。
- (4) シャコガイ漁業とは、シャコガイ科に属するカイを採捕する漁業をいう。
- (5) ヤコウガイ漁業とは、ヤコウガイを採捕する漁業をいう。
- (6) サザエ漁業とは、チョウセンサザエを採捕する漁業をいう。
- (7) 潜水器漁業とは、潜水器（簡易潜水器を含む。）により水産動植物を採捕する漁業をいう。
- (8) 固定式刺網漁業とは、海底に網を垂直に立て、魚やエビ等を網目に刺させ、又はからませることにより採捕する漁業をいう。

（操業の承認）

第2 当該海域において、第1(2)から(8)までに規定する漁業を操業しようとする者は、南大東島及び北大東島海域操業承認申請書（第1号様式）、操業しようとする区域を管轄する漁業団体からの操業同意書（第2号様式）その他沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が承認を判断するために必要とする書類を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第3 委員会は、第2若しくは第7の規定により承認したとき、又は第8の規定により申請のあったときは、漁業操業承認証（第3号様式）を交付する。

（承認証の携帯義務）

第4 承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、第3の漁業操業承認証を携帯しなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第5 承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、承認旗章（第4号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(承認の制限又は条件)

第6 委員会は、漁場の利用に関する紛争の防止その他漁業調整のため必要があるときは、操業の承認をするに当たり、当該承認に制限又は条件を付けることがある。

(承認内容の変更)

第7 承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、漁業操業承認内容変更申請書（第5号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の再交付の申請)

第8 承認を受けた者は、第3の漁業操業承認証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、漁業操業承認証再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

(みなし承認)

第9 南大東村に住所を有する者は別表の1の項の区域における漁業の操業について、北大東村に住所を有する者は別表の2の項の区域における漁業の操業について、それぞれ平成30年9月1日に第2の承認を受けたものとみなす。ただし、みなし承認された者については、第3から第8までの規定を適用しない。

(漁獲実績の報告)

第10 承認を受けた者（第9の規定によりみなし承認された者を除く。）は、毎年1月から12月までの漁獲実績を漁獲実績報告書（第7号様式）により、翌年の1月31日までに委員会に提出しなければならない。

2 第9の規定によりみなし承認された者は、毎年1月から12月までの漁獲実績を、翌年の1月31日までにその所属する漁業団体に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた漁業団体は、その報告をとりまとめ、漁獲実績報告書（第7号様式）により、翌年の3月31日までに当該漁業団体が所在する市町村を經由して委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第11 この指示の有効期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

#### 別表

|   |   |
|---|---|
| 1 | <p>海域の位置</p> <p>次の点イから点チまでを順次に結ぶ線、点イと点チとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>(点の位置)</p> <p>点イ 北緯25度52.300分、東経131度13.150分</p> <p>点ロ 北緯25度52.666分、東経131度14.800分</p> <p>点ハ 北緯25度52.266分、東経131度16.283分</p> <p>点ニ 北緯25度51.133分、東経131度16.916分</p> <p>点ホ 北緯25度49.616分、東経131度16.400分</p> <p>点ヘ 北緯25度48.733分、東経131度15.816分</p> <p>点ト 北緯25度48.350分、東経131度13.883分</p> <p>点チ 北緯25度49.316分、東経131度12.366分</p> |
| 2 | <p>海域の位置</p> <p>次の点イから点チまでを順次に結ぶ線、点イと点チとを結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>(点の位置)</p> <p>点イ 北緯25度58.116分、東経131度16.800分</p> <p>点ロ 北緯25度57.683分、東経131度18.116分</p> <p>点ハ 北緯25度57.733分、東経131度19.283分</p> <p>点ニ 北緯25度57.383分、東経131度20.516分</p> <p>点ホ 北緯25度55.683分、東経131度19.700分</p> <p>点ヘ 北緯25度55.383分、東経131度18.483分</p>   |

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 点ト | 北緯25度55.850分、東経131度17.283分 |
| 点チ | 北緯25度57.116分、東経131度16.800分 |

第1号様式（第2関係）

南大東島及び北大東島海域操業承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

みだしのことについて、沖縄海区漁業調整委員会指示30第5号の第2に基づき、南大東島及び北大東島海域において、下記のとおり漁業の操業の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業の種類
- 2 操業区域 沖縄海区漁業調整委員会指示30第5号の別表の 項の海域
- 3 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用する漁具
- 5 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 登録番号

注 印鑑証明書を添付すること。

第2号様式（第2関係）

操業同意書

住所  
氏名 殿

年 月 日付けで下記内容で同意願いのあった操業については、以下の条件を付して同意する。

記

- 1 同意する漁業種類
- 2 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 登録番号
- 3 同意の有効期間 同意の日から 年 月 日まで
- 4 条件 年 月 日

漁業団体の名称  
漁業団体の長の氏名 印

第3号様式（第3関係）

承認番号30-5第 号

漁業操業承認証

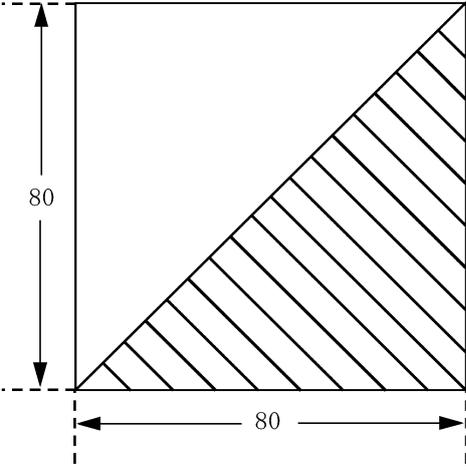
住所  
氏名

- 1 漁業の種類
- 2 操業区域 沖縄海区漁業調整委員会指示30第5号の別表の 項の海域
- 3 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで

|  |          |   |   |     |
|--|----------|---|---|-----|
| 4  | 使用する漁具   |   |   |     |
| 5  | 使用する船舶   |   |   |     |
|  | (1) 船名   |   |   |     |
|  | (2) 登録番号 |   |   |     |
| 6  | 承認の有効期間  | 年 | 月 | 日から |
|  |          |   |   | 年   |
|  |          |   |   | 月   |
|  |          |   |   | 日まで |
| 7  | 制限又は条件   |   |   |     |
| 年 月 日 <span style="float: right; margin-right: 50px;">           沖縄海区漁業調整委員会<br/>           会長 印         </span> |          |   |   |     |

第4号様式 (第5関係)

承認旗章



備考1 第1(1)で定める別表の1の項の海域では、斜線の部分は黄であり、その他の部分は青である。

2 第1(1)で定める別表の2の項の海域では、斜線の部分は青であり、その他の部分は黄である。

3 数字は、センチメートルを示す。

第5号様式 (第7関係)

漁業操業承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

印

下記により操業の承認内容の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 変更しようとする事項

| 項目 | 現在の承認の内容 | 変更しようとする内容 |
|----|----------|------------|
|    |          |            |

- 3 変更しようとする時期

年 月 日

4 変更しようとする理由

注 印鑑証明書を添付すること。

第6号様式（第8関係）

漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

操業承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号  
2 亡失（毀損）の理由

第7号様式（第10関係）

漁獲実績報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

漁業団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名

年漁獲実績

| 漁業の名称   | 漁獲量及び金額            | 1月     | 2月                 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|---------|--------------------|--------|--------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
|         |                    | イセエビ漁業 | 漁獲量 (kg)<br>金額 (円) |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |
| セミエビ漁業  | 漁獲量 (kg)<br>金額 (円) |        |                    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |
| シャコガイ漁業 | 漁獲量 (kg)<br>金額 (円) |        |                    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |
| ヤコウガイ漁業 | 漁獲量 (kg)<br>金額 (円) |        |                    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |
| サザエ漁業   | 漁獲量 (kg)<br>金額 (円) |        |                    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |
| 潜水器漁業   | 漁獲量 (kg)<br>金額 (円) |        |                    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |
| 固定式刺網漁業 | 漁獲量 (kg)<br>金額 (円) |        |                    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |

沖縄海区漁業調整委員会指示30第6号

平成25年沖縄県告示第340号をもって公示された漁業の免許の内容たるべき事項等のうち、共同第23号第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した漁業協同組合と関係地区内に住所を有する漁民であつてその組合員ではないものとの関係において当該漁業権の行使を適切にするため、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第11項、第67条第1項及び第116条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年8月31日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 金城 明 律

(漁業の操業)

第1 多良間村に住所を有する漁業者は、共同第23号第一種共同漁業を内容とする漁業（以下「当該漁業」という。）を営むことができる。

(遵守事項)

第2 第1の規定により当該漁業を営む者は、共同第23号第一種共同漁業の免許の内容たるべき事項の漁業の時期及び制限又は条件を遵守しなければならない。

(漁獲実績の報告)

第3 第1の規定により当該漁業を営む者は、毎年1月から12月までの漁獲実績を、翌年の1月31日までにその所属する漁業団体に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた漁業団体は、その報告をとりまとめ、漁獲実績報告書（様式）により、翌年の3月31日までに多良間村を経由して沖縄海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第4 この指示の有効期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

様式（第3関係）

|                 |          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
|-----------------|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-------------|
| 漁獲実績報告書         |          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 年 月 日       |
| 沖繩海区漁業調整委員会会長 殿 |          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 住所          |
|                 |          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 漁業団体の名称     |
|                 |          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 漁業団体の長の氏名 印 |
| 年漁獲実績           |          |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
| 漁業の名称           | 漁獲量及び金額  | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計          |
| ナマコ漁業           | 漁獲量 (kg) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
|                 | 金額 (円)   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
| シヤコガイ漁業         | 漁獲量 (kg) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
|                 | 金額 (円)   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
| タカセガイ漁業         | 漁獲量 (kg) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
|                 | 金額 (円)   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
| ヤコウガイ漁業         | 漁獲量 (kg) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
|                 | 金額 (円)   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
| サザエ漁業           | 漁獲量 (kg) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |
|                 | 金額 (円)   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |             |

### 選挙管理委員会事項

**沖縄県選挙管理委員会告示第18号**

平成30年9月30日執行予定の沖縄県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日及び登録の日を次のとおり定めた。

平成30年8月31日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成30年9月12日。ただし、年齢については平成30年9月30日
- 2 登録の日 平成30年9月12日

### 正 誤

平成30年7月27日付け公報定期第4663号掲載の「道路の区域の変更（沖縄県告示第316号）」中次のとおり誤り。

| ページ | 行     | 誤      | 正      |
|-----|-------|--------|--------|
| 2   | 上から11 | 206.0m | 206.6m |
| 2   | 上から13 | 189.0m | 189.1m |
| 2   | 上から15 | 189.0m | 189.1m |

|   |  |
|---|--|
| 発行所<br>沖縄県総務部<br>総務私学課<br>電話番号 098-866-2074 | 印刷所 株式会社 国際印刷<br>〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号 |
|---|--|